

会 議 録

会 議 名	第七回東松山市立小・中学校適正規模審議会					
開 催 日 時	令和2年12月25日（金）			開 会	15時00分	
				閉 会	16時00分	
開 催 場 所	総合会館多目的ホール B					
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針（案）」の諮問 4 パブリックコメント結果等について 5 議 事 (1) 前回からの修正点について (2) 答申について (3) その他 6 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数	3 人		
非公開の理由						
委員出欠状況	会 長	新里 孝一	出	委 員	木村 かおり	出
	職務代理	佐藤 高志	出	委 員	江連 万徳	出
	委 員	田中 恵子	出	委 員	清水 通	出
	委 員	三村 浩男	出	委 員	山本 和順	出
	委 員	大木 聖子	出	委 員	高野 昌枝	出
	委 員	塩原 憲孝	欠	委 員	金 朝子	出
	委 員	椎名 和昭	出	委 員	中嶋 栄	出
	委 員	庭野 さやか	出			
事 務 局	教 育 長 中村 幸一			教育総務課長 阿部 康裕		
	教 育 部 長 小林 強			学校教育課主幹 山本 由香		
	教育部次長 鈴木 寿			学校教育課副主幹 原 剛		
	教育部次長 田嶋 靖洋			学校教育課主査 篠澤 明史		

次 第	顛 末
1 開会	(事務局開会宣言)
2 あいさつ	(教育長あいさつ) (会長あいさつ)
3 「東松山市立小・中学校の適正規模に関する基本的な方針(案)」の諮問	(教育長より東松山市立小・中学校適正規模審議会へ諮問)
4 パブリックコメント結果等について	(事務局よりパブリックコメント結果等について報告)
5 議事 新里会長	<p>それでは、議事1「前回からの修正点について」です。前回の審議会において、委員の皆様からのご意見を多々いただきました。会長一任ということでしたので、私の方で事務局と連携し確認をいたしました。それでは修正点について事務局から説明をお願いします。</p>
教育部次長 (学校教育担当)	【議事1「前回からの修正点について」説明】
新里会長	先ほどの説明にあった通り、審議会だけでなく、教育委員会会議での議論が反映されているとのこと。お気づきの点がありましたらご指摘いただければと思います。
新里会長	資料8ページの部分、本体の29ページの部分で、1「学校適正規模の条件」の(1)は良いと思います。(2)は「教職員組織を」の部分で本体は直っているが、この資料ではそのままになっている点、もう1点は、(3)の部活動での「多様な」という部分は主観的なこ

<p>教育部次長 (学校教育担当)</p>	<p>とが大きいと、金委員からの指摘があって除いたほうがよいだろうとなっていたのではないかと思います。</p> <p>逆に(3)「専門の免許をもった教員・・・」の方は抜くことになっていなかったのではないかと思います。教員に関する部分について改めて説明してもらいたい。</p> <p>資料8ページ、本体29ページになりますが、1「学校適正規模の条件」(2)の部分については、こちらで確認が至らなかった部分です。(3)の専門の免許に関しましては、現時点で、市内において一番規模の小さな白山中学校でも、免許外で授業をしていることはなく、該当する学校がないため、(3)については削除しても良いのではないかということが、教育委員会会議の中で議論されました。(4)部活動については、前回主観的な部分が含まれているとご指摘をいただきましたが、こちらで見落とししておりました。</p>
<p>新里会長</p>	<p>1「学校適正規模の条件」については専門の免許は抜いて、部活動も抜くということで、全部で3つ(1)(2)(3)でまとめるということによろしいでしょうか。</p>
<p>教育部次長 (学校教育担当)</p>	<p>その方向で進められればと思います。</p>
<p>新里会長</p>	<p>前回そのようなお話でしたので、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい」の声あり</p>
<p>新里会長</p>	<p>ではそのようにお願いしたいと思います。</p> <p>本体29ページ、学校適正規模の基準については、アンケート調査結果と違う学級数にしています。特に中学校ですが、アンケートでは1学年あたり4～6学級という結果でしたが、それよりも少ない学級数をこの方針の基準としています。学級数の理由説明が必要とのご意見が委員よりありましたので、本体では5～6行説明を追加してあります。本市における生徒数の将来推移を考慮すれば、中学校の基準は9学級が現実的であるということです。大きな修正点はこのくらいか</p>

	<p>と思います。何かお気づきのところがありましたらご指摘いただければと思います。</p>
佐藤委員	<p>修正点についての8ページ、1「学校適正規模の条件」(3)「専門の免許を持った教員が・・・」を削除したことについてですが、確かに現在市内では免許を持っていない方は指導していないですが、非常勤講師が入っている状況です。最初の段階では、常勤の本採用の人を配置できる規模ということだと思いましたが、教育委員会としては非常勤講師が入れば大丈夫だという考えでしょうか。</p> <p>9学級だと全ての教科で専門の免許を持った教員を配置できるということから文言を変えたのかなと記憶しているのですが、いかがでしょうか。</p>
教育部次長 (学校教育担当)	<p>9学級以上であれば教員数が確保できるということから、この文言自体が必要なくなるという理解です。</p>
佐藤委員	<p>(2)で述べているからもう一度入れなくてもいいということでしょうか。</p>
教育部次長 (学校教育担当)	<p>はい。</p>
新里会長	<p>9学級以上になればこれはいらなくなるという理解でよいですか。</p>
教育部次長 (学校教育担当)	<p>免許を持った教員が確保できるということです。</p>
新里会長	<p>ただ、これは適正規模の一般的な基準を示すものなので、基準としてあってもいいと思いますが。一つの基準ですから、あってもまずいことは無い基準だと思います。</p>
教育長	<p>教育委員会会議の中ではこのようにいたしました。ご意見いただきまして、再考させていただきます。条件として専門の免許を持った教員が指導できる規模であるということという文言を入れることで、</p>

	<p>9 学級以上が必要であることが明確になります。確かにご指摘の通りかと思しますので、検討させていただきます。</p>
新里会長	<p>他に何かございますか。</p>
大木委員	<p>文章の中で違和感があります。25 ページの4 行目からについては、日本人の傾向として言っていることが分かりますが、日本人まで広げる必要はないと思います。またその下の「前頭葉」が突然に出てくるのも分かりにくいと思います。</p> <p>全体としては、集団の中で切磋琢磨して、自分の良さに気付くことが伝わればよいと思います。また、「弱み」という言葉についても唐突な感じがして、違和感がありました。</p>
金委員	<p>私も全体を読んで、そこに違和感を持ちました。「弱み」についても同様です。その辺を検討してもらえればと思います。</p>
教育部次長 (学校教育担当)	<p>「日本人特有」、「弱み」、「前頭葉」の文言の特に「弱み」については、学力学習状況調査で本市の児童生徒の強みと弱みという表記をしています。他の市町村の児童生徒と比べての強みと弱みがありましたので、この弱みという言葉を使用しています。</p> <p>「日本人特有」と「前頭葉」の言葉は唐突感であるというご意見は、その通りであると思いました。どのような表現が望ましいか委員の皆様にご意見いただけるとありがたいです。</p>
新里会長	<p>「これは、『奥ゆかしい』から、最後の「考えられる」までの3 行を削除してしまってもいいのではないかと思います。</p>
大木委員	<p>削除してしまってもいいと思います。</p>
新里会長	<p>前頭葉については、「前頭葉をつかさどり」という言葉だけ抜いてもらえれば違和感がなくなりますでしょうか。</p>
大木委員	<p>そうですね。</p>

<p>教育部次長 (学校教育担当)</p>	<p>ありがとうございました。事務局で検討させていただきます。</p>
<p>金委員</p>	<p>29ページの2「学校適正規模の基準」(3)配慮事項で「少人数による細かい指導は」と書いてありますが、これは学校規模のことを言っているのであって、少人数指導のことではないと思います。ここで少人数指導ということを出していいのかどうか。学校規模が小さくなるということだと思います。その部分が、分かりづらいと思いました。</p>
<p>教育長</p>	<p>配慮事項の少人数によるきめ細かな指導については、いわゆる少人数指導で、1つの学級を半分に分けて指導することを言っているのではなく、学級自体の人数が少ない場合という意味であります。指導する上では効果が期待できるため、大切なことであるが、一方で、極端に人数が少ない場合はお互いに学び合うということに制約がありますので、ある程度の集団の規模が必要だということで、配慮事項に入れ込んだものです。この表現だと伝わりにくいのであれば検討します。</p>
<p>新里会長</p>	<p>次の「通学距離・通学時間の基準」における配慮事項は、すぐよく分かります。この基準を実施するにあたって、配慮しなければならない事項ということです。「2学校適正規模の基準」における配慮事項は、基準設定の理由であり、少なくとも配慮事項ではないと思います。無くて問題はないと思いますが、書くとすれば、(1)と(2)を基準とした一般的な説明となるのかもしれませんが。少なくとも配慮事項という表題にこの文章を入れることは、やや不適切であると思います。</p>
<p>教育部次長 (学校教育担当)</p>	<p>基準の(3)「配慮事項」の表記については事務局で再度検討します。</p>
<p>新里会長</p>	<p>よろしく願いいたします。 では議事2に移らせていただきます。議事2「答申について」でございます。本日は、委員の皆様の意見をまとめさせていただいて、次</p>

<p>新里会長</p>	<p>回までに答申（案）を作成し、それを次回皆様に確認をいただき、そして答申をしたいと考えています。答申にあたって、付帯事項、要望を付けるかどうか皆様の意見をお伺いしたいと思います。いかがいたしましょうか。</p> <p>委員の皆さんからいろいろな角度から意見をいただいたおかげで、本体 3 1～3 2 ページに推進方策と配慮事項があり、配慮事項が充実しています。厳密に言えば、この配慮事項を大きく書かずに、答申の際の付帯事項や要望事項にするということもあります。</p> <p>でも、今回は入っているのもう一回付帯事項で書くということもなくいいのではないかと思います。要望も、委員の皆様各自では思いがあるかもしれませんが、委員会全体としての要望事項となります。この委員会自体、意見が対立したということはありませんので、委員会としての付帯事項は私としてはあまり思い浮かばないです。</p> <p>委員さんのご意見は、この方針の中にだいたい盛り込まれたと思います。色々ご意見をいただければと思います。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>私も会長さんと同じ意見です。</p> <p>3 1・3 2 ページの、「学校適正規模の推進方策と配慮事項」で、地域住民の意見を十分聞くなど、配慮事項がしっかりと書かれているので、そのままよいと思います。</p>
<p>新里会長</p>	<p>4・5 回目の審議会で、清水委員から様々な観点から多くのご意見をいただき、方針（案）については、客観的になっていると考えます。何か答申にあたってご要望等はございますか。</p>
<p>清水委員</p>	<p>この審議会が諮問を受けて将来的な構想として、東松山市立小・中学校の適正な運営や子供たちにとってより良い学習環境をとということを審議してきました。学校は地域のコミュニティの醸成の場であり、文化教育の発信基地であるということを観点とし、その地域に暮らす子供たちにとってより良い学習環境を市が目指しているのは非常に大事なことですし、価値ある方針の模索、決定に資するものであると受け止めています。</p> <p>私たちが強調したいのは、子供たちの学習環境に加えて、地域にと</p>

	<p>っての学校が果たしている役割について、配慮事項の中にしっかりと盛り込まれていて安心した部分があります。人数が少ないから不適切な学校なのかというような乱暴な考えには至りませんが、地域の実情、住民の方々、保護者の皆様のご意見・要望や考えを必ず聞く機会を作る必要があると考えます。そのうえで子供たちのより良い学習環境を議論していただくのが非常に大事だと考えています。ぜひ、この方針を重く受け止めていただいて、事務局には適正規模について検討していただきたいと思います。</p>
新里会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、付帯事項や要望を付けた方が良いのではというご意見はございますか。</p>
委員	<p>意見なし。</p>
新里会長	<p>それでは、付帯事項、要望は無しにしたいと思います。</p> <p>この後、事務局と本日の内容を確認し、修正した方針（案）を次回までに作成しますが、方針（案）は、次回の答申の日ではなく、事前に配付するという事によろしいでしょうか。</p>
教育部次長 (学校教育担当)	<p>はい。事前に送付いたします。</p>
新里会長	<p>それでは、議事（２）については、以上とさせていただきます。</p> <p>議事（３）「その他」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
学校教育課主幹	<p>【今後のスケジュールについて説明】</p>
新里会長	<p>それでは、以上をもちまして、予定していたすべての議事を終了し、議長の任を下ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>

6 閉 会

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和3年1月14日 署名委員 田中 恵子

署名委員 中嶋 栄